

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 職 員 福岡市立病院機構 福岡市民病院看護部
課長級職員（40代）

2 処分の内容 懲戒解雇

3 処分事由

当該職員は、福岡市民病院の看護師が加入している親睦会「福岡市民病院看護師会」において、会計担当として通帳等を管理していた平成23年10月から令和元年5月までの間に、自己の借金返済や生活費に充てるため、同会の親睦会費等について合計125回、総額860万5,994円を私的に流用した。うち193万1,000円は返金し、残額667万4,994円は未返済）

4 管理監督者の処分

部長級職員：文書訓告

（理由）部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

法人運営課

電話：692-3422